

「山形県受動喫煙防止対策検討委員会報告書」に関する意見

山形県知事 吉村 美栄子 殿

今般、山形県において取り纏められました「山形県受動喫煙防止対策検討委員会報告書」(以下、報告書)について、日本たばこ産業株式会社(以下、JT)の意見を以下のとおり申述いたします。

山形県におかれましては、「受動喫煙防止対策を効果的に推進する」ことを目的として、2013年7月から「山形県受動喫煙防止対策検討委員会(以下、検討委員会)」を開催し、弊社も意見を述べる機会を頂きつつ、計4回の検討委員会を重ね、2014年2月に報告書を取り纏められたものと承知しております。

本報告書では、山形県がこれまでに実施してきた対策の充実強化と、何らかの社会的枠組みが必要であるとの記載がなされていると認識しております。一方、社会的枠組みの具体的内容においては、経済影響等の民間事業者への影響に十分に考慮すべきとの記載がなされておりました。

今後、本報告書を前提とした受動喫煙防止対策の推進及び、更なる対策の検討が進められる事に対し、以下のとおり意見を申し述べます。

1. 実効性のある受動喫煙防止対策について

本報告書では、山形県がこれまでに実施してきた対策の充実強化と、社会全体で受動喫煙防止に取り組むためには、何らかの社会的枠組みが必要であるとしております。

一方、検討委員会において、条例制定による民間事業者の経済影響や条例の効果検証が不十分であるとの指摘がありました。今後、何らかの社会的枠組みを検討するにあたっては、実効性を担保する意味でも、県民や民間事業者からの理解獲得が必要であると考えます。

また、既に民間事業者からの理解を得られている店頭表示の普及や啓発を事業者と行政が連携し取り組む等、早期に実現可能な実効性のある対策も含めて検討すべきと考えます。

2. 受動喫煙防止対策の検討を進めるにあたって

民間事業者は既に喫煙に対するお客様のニーズに合わせ禁煙や分煙等の対策を進めております。このような状況において、民間事業者の施設の利用方法に関する自由を大きく制約するような対策は、海外の事例や多方面にて報道されている神奈川県受動喫煙防止条例の影響においても示されているように、民間事業者に多大な影響を与える懸念があり、県民の生活にもその影響が波及するものと考えられます。受動喫煙防止対策の推進にあたっては、県民の皆様はもちろん、事業への影響が懸念される民間事業者の意見にも真摯に耳を傾けていただくと共に、その影響の大きさを考慮のうえ、慎重に議論していただきたいと考えます。

J Tは、2013年11月の検討委員会において意見を述べさせていただいた通り、たばこを吸われる方と吸われない方との協調ある共存社会を目指し、喫煙マナーの啓発や希望される事業者の方々への分煙コンサルティング等を通じ、幅広い方々に知見や情報の提供を行ってまいります。

今後、山形県において様々な受動喫煙防止対策を検討する際も、分煙コンサルティング等により蓄積した知見等を提供し、山形県と県民および民間事業者が一体となった取組みが推進されるよう協力を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、受動喫煙防止対策をより一層推進していくためには、県民や民間事業者ならびに市町村の協力が不可欠です。山形県におかれましては、十分に県民や民間事業者等の意見を聴取され、全ての関係者が理解・納得し、一体となって取組みを進めて行けるよう、慎重な検討をお願いいたします。

2014年2月13日

日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 小泉 光臣